

# 危険物新聞

第331号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

発行人 川井清治郎

大阪市西区新町1丁目5-7

四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717・5910

定価 1部 50円

大阪府、昭和56年度

## 保安講習はじまる

大阪府では、昭和56年度危険物取扱者保安講習を、9月から12月にわたり、大阪、堺、茨木等で行われることになった。

受講希望者は次により手続きされたい。

- ① 希望者は所定の様式（往復ハガキ方式で、各消防署で配布）に記入し、協会宛送付する。できるだけ8月10日までに必着のように送付されたい。
- ② 返信様式で、講習日、会場、申請日、申請場所、を本人宛通知する。（通知状の裏面が申請書）
- ③ 通知をうけた受講希望者は、指定された申請日に改めて、受講申請する。
- ④ 受講申請をした者は指定日に受講する。

大阪府危険物取扱者試験

## 11月15日(日)実施予定

大阪府昭和56年度第2回危険物取扱者試験は、11月15日(日)に、乙種全類について行われる予定である。

この場合、受験準備講習は10月中、下旬で、10月上旬に受付が行われる計画であり、8月下旬スケジュールが決定する。

### 休日コース講習予約受付中

11月15日の試験準備講習のうち、休日コース（10月11日、10月25日、11月3日）については電話（531-9717）で予約受付している。希望者が多いので、早い目に予約されたい。

## 危険物災害防止体験記録作品募集

1. 応募資格 府下事業所に勤務する者で危険物防災に関心をもつもの。
2. 募集内容 危険物災害の防止対策と体験記録。未発表作品のこと。400字詰原稿用紙10枚以上15枚以内。
3. 提出期限 56年9月末日  
勤務先、電話、氏名、年令、職業、作品題名を明記し、本会宛送付のこと。
4. 表彰
 

最優秀賞	1編（5万円）
優秀賞	2編（3万円）
優良賞	3編（1万円）

大阪市西区新町1-5-7 四つ橋ビル8F

(財)大阪府危険物安全協会

# 危険物施設の 位置、構造、設備の技術基準

(その15)

大阪市消防局予防部危険物課

## 7. 地下タンク貯蔵所の基準

### 2. 技術上の基準

#### セ 第13号関係 (漏洩検知管)

- (ア) 地下貯蔵タンクからの危険物の漏れを検査するのに最も重要な手段として漏洩検知管の設置が義務付けられている。当該検知管は、漏洩した危険物が有効に当該検知管の中に流入する構造のものであることが必要で、一般的には管の周囲に小穴を多数設けられているものが用いられる。
- (イ) 検知管は、タンクの周囲の適当な位置に4箇所以上設けることとされている。なお、タンクを隣接して設ける場合は、タンク相互間の検知管は兼用することができる。
- (ウ) 検知管の長さは、タンク室にあってはタンク室の底に達するように、又タンク室を設けないものにあつてはタンクの基礎に達する長さとする必要がある。
- (エ) 検知管の材質は、鋼製その他の金属製又は硬質塩化ビニール製とし、鋼製その他の金属製にあっては腐食を防止するための塗装を行うこと。
- (オ) 検知管のふたは、車両等の荷重に耐える強度を有し、雨水等が浸入しない構造であること。
- (カ) アルコールその他水溶性の危険物を貯蔵する地下貯蔵タンクの検知方法には、ガス濃度検知器による検知

も併わせて行なうこと

- (キ) 検知管は、タンクからの漏洩を発見する方法として最も重要なものであることから1日1回は必ず点検を励行し、危険物の漏洩有無の確認はもちろんのこと検知管蓋の損傷や管内の土砂等による目詰りのないよう維持管理を行なわなければならない。
- ソ 第14号関係 (タンク室の構造等)
  - (ア) タンク室は、壁及び底を厚さ0.3メートル以上のコンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造とされている。
  - (イ) 「同等以上の強度を有する構造」としては、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造等がある。
  - (ウ) タンク室は、適当な防水措置を講ずることとされており、これはタンク本体が水と接触することを防ぎタンクの腐食又は老朽化を抑制するもので防水措置箇所としてはタンク室自体、タンク室の底と壁及び壁とふたの接合部が主たる部分である。
  - (エ) 防水措置方法としては、タンク室自体にあっては中間防水法やコンクリートの中に防水剤を混入する方法があり、又接合部には中間防水のアスファルトルーフィングにより施工する方法等がある。さらに、完全性を期するには、底と壁は同時にコンクリート打ちをするとともにふた及び配管貫通部は、地下水位より高い位置にするよう施工することが望ましい。
  - (オ) マンホールのプロテクター (保護筒) とタンクとの間及び配管がプロテクターを貫通する場合にあっては、当該部分から地下水等が浸入しないように施工しなければならない。  
 なお、この方法により施工した場合、プロテクターとタンクが一体となることからマンホールは、コンクリートのふたに荷重を持たせる等当該プロテクターに直接荷重がかからない構造とするとともにマンホール

## 危険物保安講習の制度

“危険物取扱者の保安に関する講習”は、消防法第13条の5に定められた制度で、次のように受講義務が課せられています。

### ◇ 受講対象者

製造所等において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

### ◇ 受講周期

- ① 免状交付後5年以内ごとに受講する。
- ② 危険物取扱作業に従事していた者が、中断 (中断中は受講義務はない) し、再び従事したときは、1年以内、以後5年以内ごとに受講する。  
 ただし、再び従事するようになった日から前、4年以内に免状交付又は受講したときは、その日から5年以内。

は、防水措置を講じなければならない。

## 8. 屋外貯蔵所の基準

### 1. 屋外貯蔵所の概念

屋外貯蔵所とは、屋外の場所において容器入りの危険物を露天貯蔵する貯蔵所をいう。

従って、直射日光、風雨等外気の影響を直接受けることとなるので禁水性、低引火性及び爆発性の危険物は貯蔵が認められず比較的危険性の少ない危険物のうち、次の危険物に限って貯蔵取扱いが認められている。

第 2 類——硫黄

第 4 類——第 2 石油類、第 3 石油類、第 4 石油類、動植物油類

第 6 類——全て

規制の概要としては、製造所、一般取扱所と同様保安距離及び保有空地の規制があるほか、露天に容器が野積みされることから容器が腐食したり、容器から漏洩した危険物が地中に浸透するのを防止するために湿潤でなく排水のよい場所に設置し、その周囲にさく等を設け区画すること等が定められている。

### 2. 技術上の基準

(政令第16条第1項)

#### ア 第 1 号関係 (保安距離)

保安距離については、政令第 9 条第 1 号に規定されている製造所の位置の例によることと定められており、詳細についてはすでに(その 2)(その 3)で掲載している。

#### イ 第 2 号関係 (設置場所)

湿潤でなく、かつ、排水のよい場所とは、貯蔵場所を周囲の地盤面より若干高くし、コンクリート舗装を行うか又は土砂を十分つき固める等の方法が考えられるがコンクリート舗装が最も望ましい。これは、屋外であることから雨水による影響を考慮した規定である。

#### ウ 第 3 号関係 (区画)

屋外貯蔵所は、他の施設のように建築物や工作物がないため危険物を貯蔵する場所を明確にする必要があり、さく等を設けることにより区画を明示することとされている。

このさく等は、不燃材料で設けることが望ましい。

なお、当市においては万一、容器から漏洩した危険物が他の場所へ流出しないように貯蔵場所の周囲に側溝を設け、かつ油分離槽に導くよう指導している。

#### エ 第 4 号関係 (保有空地)

屋外貯蔵所のさく等の周囲には、その貯蔵最大数量に応じて、所定の幅の空地を保有しなければならない。屋外貯蔵所の空地の幅は、屋内貯蔵所のように壁等による遮熱、遮炎効果が期待できないこともあって、最小幅でも 3 メートルと比較的厳しい規定となっている。

なお、塊状の硫黄又は第 6 類の危険物を貯蔵する屋外貯蔵所にあつては保有空地の緩和規定(規則第 16 条)により、所定の空地の幅の 3 分の 1 を保有することができる範囲まで減ずることができる。

#### オ 第 5 号関係 (標識等)

(その 4) に掲載のため省略

#### カ 政令第 26 条第 1 項第 11 号関係 (貯蔵方法)

塊状の硫黄を貯蔵する場合を除く屋外貯蔵所にあつては、危険物は自治省令で定められた運搬容器及び収納の基準に適合するように貯蔵しなければならない。また、貯蔵する危険物の品名が異なる場合にあつては、品名別ごとに取りまとめて貯蔵するとともに品名別ごとに 0.5 メートル以上の間隔を置かなければならない。

なお、貯蔵する危険物の品名が 1 種類であっても、消火活動及び点検等を容易に行なう目的から 1 箇所に多量貯蔵することはなく適当な数量ごとに上記の間隔を置くことが望ましい。

KEEP YOUR LIFE!

消防機器の  
トップ・メーカー

消防自動車から消火器まで

**モリタ** 森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東 5-5-20  
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

キ 架台による貯蔵方法

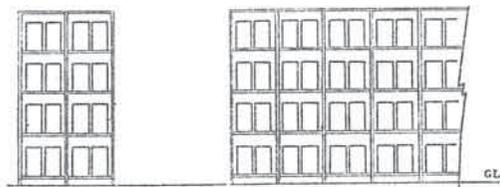
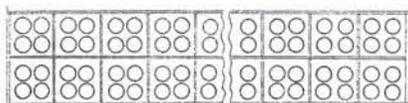
屋外貯蔵所において、架台を用いて危険物を貯蔵することは原則として認められないが、次の各号に適合する場合に限り、特例として認められる。

- (ア) 架台は、その最上段に貯蔵する容器の頂部が6メートル未満となるものであること。
- (イ) 架台の最上段に貯蔵できる最大数量の危険物を貯蔵した状態において架台が風圧及び地震に十分耐えるものであること。
- (ウ) 架台には、貯蔵する容器が容易に転倒、落下しないよう措置が講じられていること。
- (エ) 架台は、不燃材料で造られていること。
- (オ) 第4種の消火設備が半径10メートルの円の面積に1個以上設けられていること。

(政令第16条第2項)

本項は、塊状の硫黄を容器に収納せず、ばら積みの状態で貯蔵する屋外貯蔵所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準を規定したもので、この規定のほか第1項に定める基準も併せて適用される。

この規定は、昭和54年7月10日付政令211号改正により追加されたものである。



架台による貯蔵方法の一例

ク 第1号及び第2号関係(面積等)

一の塊状の硫黄専用の屋外貯蔵所には2以上の囲いを設けることができるものであるが、おのおの囲いの内部の面積は100平方メートル以下で、かつ、すべての囲いの内部の面積の合計(以下「貯蔵面積」という。)は1,000平方メートル以下としなければならない。

また隣接する囲いと囲いとの間隔は、第1項第4号の規定により当該塊状の硫黄専用の屋外貯蔵所が保有しなければならないこととされる幅の3分の1以上、即ち同号の表の9分の1以上保有すればよいこととされている。この間隔は、塊状の硫黄が容器に収納することなく貯蔵されることから消火活動の困難性等を考慮した規定と考えられる。

ケ 第3号及び第4号関係(囲いの構造等)

囲いは不燃材料で造るとともに、囲いの面から貯蔵された硫黄が漏れる構造のものであってはならず、またその高さは日常の点検及び消火活動等を考慮し、1.5メートル以下としなければならない。

コ 第5号関係(シート固着装置)

塊状の硫黄を貯蔵する囲いには、硫黄のあふれ又は飛散を防止するために囲い全体を被覆するシートを設け、フック等の固着する装置は規則第24条の5の規定により囲いの長さ2メートル以下ごとに1個以上設けなければならない。この場合当然のことながら囲いの角の部分においては、貯蔵中の硫黄のあふれ等が生ずることのないようにシートを覆うことができるようその設置箇所を考慮する必要がある。

政令第26条第1項第12号の規定により、囲いの内側に貯蔵された硫黄の高さは囲い内部のいずれの部分においても囲いの高さを超えるものであってはならない。シートは難燃性又は不燃性のものとするとともに、硫黄の漏洩、飛散等を有効に防止できるよう囲い

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置  
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置  
 泡・ガス・エアーム消火装置

} YMオートアンロック

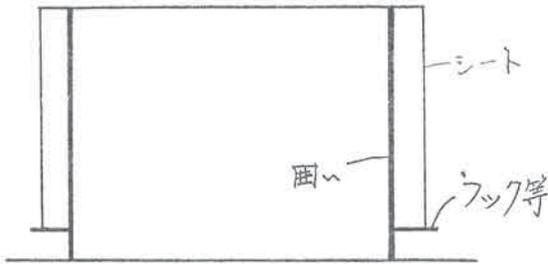
YM式オートアンロック西日本総括  
 齊田式救助袋 近畿地区  
 日本ドライケミカル(株)  
 ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社

三和商会

TEL 06 (443) 2456



① 認められる例

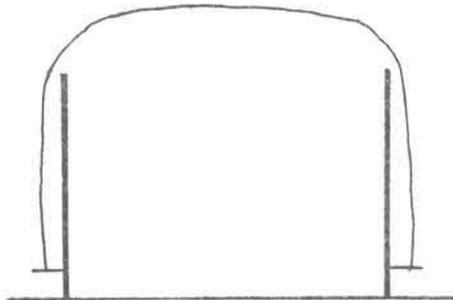


④ 認められない例

(囲いに固着する装置が設けられていない)

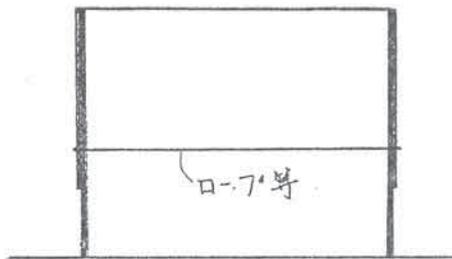
全体を覆って固着しておかなければならない。

また囲い全体を覆ったシートを囲いの周囲にロープを回して縛る場合は、当該シートを囲いに固着させたものとはみなされない。



② 認められない例

(硫黄の高さは囲いの高さを超えてはならない)



③ 認められない例

(固着する装置が設けられていない)



# 消防用設備

SAFETY AND FIRE  
ENGINEERING



NFPA®  
消防防火協会

## 株式会社 マルナカ

防災・設備・設計  
施工・保守・点検  
屋内外消火栓設備  
スプリンクラー設備  
ドレンチャー設備  
泡消火設備  
ガス消火設備  
粉末消火設備

消火器具一式  
避難設備  
自動火災報知設備  
非常放送設備  
漏電警報器  
防災設備全般  
安全衛生保護具機器  
公害防止機器

本社 〒530 大阪市北区中崎西 4-2-27  
TEL (06)371-7775(代)・372-3277(代)  
東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番 4号  
TEL (03)944-0161(代)  
神戸支店 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19  
TEL (078)681-5771

# 質疑応答

(各府県より消防庁に質問され、)  
回答された行政実例です。

## 【質問】危険物規制事務に関する疑義について (大阪府)

標記について、管下消防本部から下記のとおり照会がありましたので御教示願います。

記

既設の危険物製造所等の区分または形態等の変更に伴う手続についての質疑(東京都)に対し、昭和49年7月30日消防予第102号並びに昭和51年7月12日消防危第23-2号をもって回答がありました。このことについて次のように解してよろしいか。

- 1 製造所並びに政令第2条及び第3条に規定する区分を変更する場合は、「廃止一新設」の事務手続とし、政令第2条及び第3条に規定する区分を変更せず、政令基準及び運用基準における細区分を変更する場合は「変更」の事務手続とする。
- 2 前1において、位置・構造・設備に変更がなく単に区分又は細区分を変更する場合も同様の事務手続とする。

## 【消防庁回答】(消危第182号、昭52.12.19)

1及び2 次により承知されたい。

- (1) 製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。)において他の施設区分への転換を行う場合及び貯蔵所又は取扱所において当該貯蔵所又は取扱所が属する危険物の規制に関する政令第2条及び第3条に掲げる施設区分(同令第3条第2号イ及びロを含む。)の変更となる転換を行う場合は、消防法第12条の6に定める用途廃止に係

る手続を経て同法第11条第1項前段に定める設置に係る許可処分を必要とする。

- (2) 製造所等について変更工事を行う場合のほか、製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類数量の変更、製造所等における業務形態の変更等を行うことにより、当該製造所等に適用される消防法第10条第4項の技術上の基準が異なることとなる場合には同法第11条後段の変更に係る許可を必要とする。

なお、同一施設区分の中で製造所等の用途が基本的に変更される場合は、(1)による手続を必要とするので念のため申し添える。

## 【質問】危険物の規制に関する政令等の運用上の疑義について(大阪府)

標記について、管下消防本部より下記のとおり照会がありましたので、御教示願います。

記

- 1 政令第31条の2(危険物保安監督者を定めなければならない製造所等)の規定中「引火点が40度以上」の解釈について
  - (1) 生石灰、第6類等引火点のない危険物については次のいずれと解して運用すべきか
    - ア 「引火点が40度以上」とは、引火点を有する危険物についての限定規定であるから、引火点のない危険物については同号の規定の適用はないと解する。
    - イ 「引火点が40度以上」とは、危険物を危険性により区分し、高引火点の危険物については危険性が少ないものとして限定的に取り扱うこととした趣旨のものであるから、引火点のない危険物は「引火点が40度以上のもの」に相当するものと解する。
  - (2) (1)についてイと解される場合、引火点がなく分解発等危険性を有する第1類及び第5類の危険物についても同様と解してよい。

### 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

# GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

## 株式会社技研

〒542 大阪市南区北炭屋町27番地 野々垣ビル ☎ 253-0414-5

- 2 1 によって示された解釈は、政令第 7 条の 3 (許可等の通報を必要とする 製造所等の指定) 及び 政令第 37 条 (予防規程を定めなければならない製造所等の指定) の規定についても、同様と解してよいか。
- 3 灯油専用の一般取扱所及び小口詰替専用の一般取扱所の規制について
- (1) 地下タンクにおける保有量の制限については、昭和 51 年 12 月 24 日付消防危第 118 号及び昭和 54 年 11 月 8 日付消防危第 125 号の質疑回答により運用しているが、次の場合はそれぞれ認めて差し支えないか。
- ア 灯油専用の一般取扱所に設ける地下タンクの容量  
2 万リットル 1 基
- イ 小口詰替専用の一般取扱所に設ける地下タンクの容量
- (ア) 灯油だけの場合  
2 万リットル 1 基
- (イ) 重油だけの場合  
8 万リットル 1 基
- (ウ) 油種の異なる危険物の中仕切タンクの場合  
灯油 1 万リットル 重油 4 万リットル  
計 5 万リットル 1 基
- (2) 危険物の保有量が指定数量の 30 倍を超える灯油専用の一般取扱所及び小口詰替専用の一般取扱所は、いずれも法令に定める許可の通報、保安監督者の選任並びに予防規程の制定を必要とするものと解して差し支えないか。
- (3) 灯油専用の一般取扱所又は小口詰替専用の一般取扱所の付属地下タンク (灯油 1 万リットル) にポンプ及び流量計等を設けた固定配管によって接続された地下タンク貯蔵所 (5 万リットル) がある場合でも当該一般取扱所には、予防規程の制定は必要がないものと解して差し支えないか。

【消防庁回答】 (消危第 7 号、昭 56. 1. 19)

- 1 設問については次により承知されたたい。  
引火点のない危険物は、「引火点が 40 度以上」の危険物には該当しない。
- 2 さしつかえない。
- 3 (1) いずれの場合も認められない。  
(2) さしつかえない。  
(3) 設問の灯油専用の一般取扱所にあつては、さしつかえない。  
なお、小口詰替専用の一般取扱所の地下タンクに地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクを接続することは認められない。

【質問】危険物の規制事務に関する疑義について (福岡県)

下記事項について、疑義が生じたので御教示願います。  
記

- 1 昭和 52 年 5 月 29 日、法律第 37 号の改正に伴い、危険物製造所等の完成検査を受ける前に完成検査前検査を受けるべきことが義務付けられたが、既設の危険物施設で、次表 A 欄に掲げるものを廃止後、危険物施設の区分、または形態等を変更し、B 欄に掲げる危険物施設として新たに設置許可を受けた場合、当該完成検査前検査の対象となる危険物施設の水張検査、または水圧検査は廃止前のタンク検査済証を有効と認めてよろしいか。

	A	B
1	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所
2	地下タンク貯蔵所	給油取扱所
3	給油取扱所	一般取扱所
4	移動タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所

防災設備機器で  
未来をひらく  
《技術のハツタ》



日本特許  


消火器・消火装置の総合メーカー  
**株式会社 初田製作所**

本社工場 / 大阪府枚方市招提田近 3 丁目 5 番地  
〒573 TEL (0720) 56-1281 (代)

大阪支社 / 大阪市西淀川区千舟 1 丁目 5 番 47 号  
〒555 TEL (06) 473-4871~4

堺出張所 / 堺市中之町東 2 丁目 2 番 13 号  
〒590 TEL (0722) 21-3444

80年代ハツタの提言●ハツタは安全をさらに追求いたします●ハツタはフロンティア精神をモットーにいたします●ハツタは心のふれあいを大切にいたします

2 1において認めることができない場合、廃止届時点で廃止前のタンク検査済証を取消し無効とすべきか。

【消防庁回答】(消危第10号、昭56.2.3)

- 1 認められない。
- 2 製造所等の液体危険物タンクのタンク検査済証は、当該製造所等の用途が廃止された時点で当然にその効力を失するものと解する。

【質問】製造所等の仮使用の適用範囲について (山口県)

消防法第11条第5項ただし書きの規定による製造所等の仮使用の適用範囲について、屋外タンク貯蔵所の防油堤の改修の場合については、昭和53年10月24日付け消防危第137号による通達中の記第1(1)㊦によって明確にされていますが、下記のそれぞれの場合は仮使用の対象になるか、御教示願います。

記

- 1 2以上部屋に区画された屋内貯蔵所で、変更工事に直接かからない区画内に危険物を貯蔵したまま(出入なし)の状態での他の区画の変更工事を行う場合
- 2-1 屋内タンク貯蔵所で、タンクに危険物を貯蔵したままの状態、タンクに直接かからない部分でかつタンク内の危険物が漏出しても当該屋内タンク貯蔵所から危険物の漏出の危険のない部分の変更工事を行う場合
- 2-2 屋内タンク貯蔵所で、タンクに危険物を貯蔵したままの状態、タンクに直接かからない部分でかつタンク内の危険物が漏出した場合、当該屋内タンク貯蔵所から危険物の漏出の危険のある部分(例えば出入口)の変更工事を行う場合
- 3 地下タンク貯蔵所で、タンクに危険物を貯蔵したままの状態、タンクに直接かからない配管の一部

等の変更工事を行う場合

- 4-1 給油取扱所で、専用タンクに危険物を貯蔵したままの状態、短期間で計量機の変更工事を行う場合
- 4-2 給油取扱所で、専用タンクに危険物を貯蔵したままの状態、計量機、上屋、事務所等全面的な変更工事を行う場合
- 4-3 給油取扱所で、事務所及び油脂庫を使用しながら他の部分の全面的な変更工事を行う場合
- 5-1 製造所で、工程用タンクに危険物を貯蔵した状態で他の部分の変更工事を行う場合
- 5-2 製造所で、変更にかからない部分に危険物を入れた状態で他の部分の変更工事を行う場合
- 6 移送取扱所で、変更にかからない部分に危険物を入れた状態で他の部分の変更工事を行う場合

【消防庁回答】(消危第58号、昭54.5.30.)

1~6は、いずれも仮使用の承認を要する場合に該当する。

なお、仮使用を承認する範囲については、変更工事に伴う作業の実態を十分把握のうえ判断すべきものであるとの念のため申し添える。

忠岡町防火協力会創立10周年記念式典

忠岡町防火協力会では、創立10周年記念式典を6月20日午前11時より忠岡町公民館で開催した。

藤野会長より功労者および優良会員に表彰状と記念品が贈られた。

藤野会長には、大阪府危険物安全協会古松理事長より協会に対する特別功労者として表彰状と記念品が贈られた。

特別来賓の谷野市長、岸大阪府知事等より祝辞が寄せられ、ひきつづき祝賀記念パーティーに移り午後2時散会した。



**POWER!**

**YAMATO '81 心あつく、パワーは未知へ**

人は夢見、その実現のために限りない情熱をそそぐ。  
 コロンブスは新大陸に、ライト兄弟は上空に、  
 大きな夢をはばなかせた。  
 偉大な進歩の陰には、はかり知れないエネルギーが炸裂する。  
 YAMATOはいま、パワーを結集、  
 「防災」を通じて、より豊かな社会づくりに取組みます。

●安全を追求する総合防災システムメーカー  
**ヤマト消防器株式会社**

本社 〒537 大阪市東淀川区東中島1-7-11 TEL 06(976)0701・7701  
 東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL 03(446)7151  
 北海道・仙台・新潟・大宮・横浜・静岡・名古屋・富山・岐阜・岡山  
 尾道・広島・高松・松山・北九州・福岡・大分・鹿児島